

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

避難者原告団だより 第7号

発行日 2014.11.13
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市平字梅香町
1-1-4号室
TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

平成26(2014)年10月22日(水)、第7回目の口頭弁論が実施されました。

当日は、あいにくの雨模様でしたが、原告団・弁護団・支援者総勢90名ほどが集まりました。

雨天のため、決起集会は八幡宮会館の中でスタート。事務連絡と支援者挨拶、そして広田弁護士の挨拶と続き
ました。今回も、前回同様に原則は全員の参加者が一般抽選に並び、傍聴券の当たった人が法廷内に入り、
抽選に外れた方々は、八幡宮会館に戻り、広田弁護士と吉田弁護士による裁判の流れを説明する会のほうへ
参加しました。前回も感じましたが、おや？何だか裁判長の対応が優しい？気のせいかな？世論の力でしょうか？
私達、原告団と弁護団、そして支援者の皆さんの団結するパワーが、ジワジワと裁判所に効いているようです。

今回の意見陳述者は3名。初めに富岡町からいわき市内に避難している渡辺克巳さん。避難後も事業を再開
するべく奔走し、結果、東京電力からは「味噌の製造機器は汎用性が無いので賠償は困難」と拒否され、借金
だけが残るといふ最悪の状態。家業を継ぐべくUターンしてくれた娘夫婦に申し訳なく思っている胸中を、声を
震わせて訴えました。引き続き、川俣町山木屋地区の菅野典保さん、嶋原勝由さん。お二人ともに山木屋の
大自然の中で、葉タバコ作りや水稻、和牛の繁殖など、地元の農家ならではのやりがいのある仕事に従事して
家族共々、幸せに暮らしていた日々を述べ、今はそれらがすべて破壊され、喪失してしまった悲しみ、怒り、嘆き
を切々と訴え、最後に裁判長と裁判官には、公正な裁判を実施してもらいたいことを力を込めて述べました。

続いて弁護団からは、深井弁護士が原告団の早川篤雄団長と、いわき市民訴訟原告団の伊東達也団長が、
福島第1原発の営業開始当時より住民有志の市民運動として、原発の危険性やチリ津波級の地震に対応不備
な事を指摘し、今回の原発事故以前に何回も東京電力に対して直接交渉を実施し抜本的な対策の要求を求めて
いた事実を述べました。次に、同じく市野弁護士も加わり、パワーポイントも駆使しての見事な意見陳述を
述べました。特に市野弁護士は、私達原告が本来の居住地を追われ、狭い仮設住宅や借り上げアパートに
避難している状況の限界と、居住用不動産の利用価値をあるがままに評価して、原告が元の日常生活を送って
いたのと等しい状態を回復させるという観点からの財物賠償算定をするようにと、述べました。

最後に、弁護団の米倉弁護士が、今後の検証の時期、原告側の立証採用とスケジュールの策定を述べ、
特に立証に関しては、学者などの専門家の証人及びすべての原告からの各世帯代表者の尋問、そして現地
検証について裁判所に効率良く進行をするべく、迫りました。この弁護団の申し入れに対しては、裁判所側も
否定はせず、慎重に受け止めて対応を協議する旨の言葉が出ました。このことは、今回の裁判の中でも、大きな
前進だと感じました。裁判所は、世論に敏感です。その世論に訴え、私達原告の大きな味方になっていただくこと
は、今後の裁判に多大な好影響を与えることは間違いないでしょう。これからも心をひとつに、頑張りましょう。

【10月22日(水) 第7回 裁判期日の様子】



広田次男弁護士

國分富夫さん(相双の会)



早川篤雄団長



神奈川県訴訟原告の村田団長



裁判後の報告集会①



裁判後の報告集会②

(連絡事項)

※次回、第8回裁判期日は、12月17日(水) 午後 14時からです。

12時30分、いわき市飯野八幡宮広場に集合して下さい。

※以降の予定・・・第9回 期日 2015年(平成27年) 2月12日(木)